

特定有人国境離島漁村支援交付金事業

特定有人国境離島地域の漁業集落が行う雇用機会の拡充を図るための取組を支援

【対象地域】 甌島列島（上甌島・中甌島・下甌島）（有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（平成28年法律第33号）第2条第2項において定められた特定有人国境地域）

(1) 雇用を創出するための取組

雇用機会の拡充を図るため、新たな漁業又は海業※1に取り組む者、あるいは漁業又は海業の事業規模の拡大を行う者（以下「対象事業者」という。）を漁業集落※2が支援する場合に要する経費を支援。
ただし、既存の事業者が取組を行う場合は、漁業集落内で就業する従業員を増員することを条件とする。
また、1事業集落では複数の取組を同時に行えないものとする。

漁業集落、対象事業者

- 【対象経費】
- ①設備費、改修費 ②増員した従業員に必要な備品
 - ③宣伝広告費 ④店舗等借入費 ⑤人件費 ⑥島外からの事務所移転促進費
 - ⑦従業員の資格取得・講習受講経費 ⑧燃油費、えさ代 ⑨その他漁業に必要な経費

【交付率】
交付対象とする経費の4分の3以内
交付上限額：900万円

(2) 雇用の創出を円滑に行うための環境整備

(1)の取組を漁業集落で実施している又は実施を計画している場合に、漁業集落がその取組を効果的に進める上で基盤となる良好な集落環境を整備するのに要する経費を支援。

漁業集落

- 【対象経費】
- ①資材費 ②消耗品費 ③人件費 ④借料・損料
 - ⑤雑役務費
 - ⑥その他、(1)の取組を効果的に進める上で水産庁長官が必要なものとして市町村実施計画において承認した経費

【交付率】
交付対象とする経費の上限：300万円
(人件費：200万円)

薩摩川内市

交付金を交付

鹿児島県

交付金を交付

国

※1「海業」とは、所得機会の増大を図るため、漁村の人々が、その居住する漁村を核として、海や漁村に関する地域資源を価値創造する取組。事例としては、水産物の直売、漁家民宿、体験漁業、釣り等がある。
※2「漁業集落」とは、対象漁業集落※3を構成する単位の集落をいう。

※3「対象漁業集落」とは集落協定を締結した単体又は複数の漁業集落の総体をいう。